

伊方原発をとめる会 第12回定期総会報告

2022年5月29日（日）13時開場

13時30分～16時30分

於：松山市男女共同参画推進センター5F 大会議室



伊方原発をとめる会

〒791-8015 松山市中央2丁目 23-1 平岡ビル 201

電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991

ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>

メールアドレス ikata-tomeru@nifty.com

日 程

【講演】

- 13:30 司 会 (奥田恭子)
開会挨拶 (須藤昭男)
講師紹介 (奥田恭子)
講 演 (60分)
「原発は温暖化対策として有効なのか」
大島堅一さん(原子力市民委員会座長、龍谷大学政策学部教授)
- 14:45 講演終了
- 【第12回定期総会の議事次第】
- 14:55 進行・議長選出 (奥田恭子)
議長就任 (中尾 寛) (渡部典子)
弁護団からの報告 (中川創太)
経過・活動報告 (和田 宰)
決算報告 (奥田恭子)
会計監査報告 (篠崎英代)
質疑・討論
経過・活動報告と決算の承認
方針・予算・役員 の提案 (松浦秀人)
質疑・討論
方針から役員までの採択
議長退任
- 16:30 閉会の挨拶 (越智勇二)

大島堅一（おおしまけんいち）さんプロフィール



1967年福井県生まれ。92年一橋大学社会学部卒業。94年同大学大学院経済学研究科博士課程単位取得退学。2017年より龍谷大学政策学部教授。環境経済学専攻。原子力発電のコストなど、エネルギー利用にかかわる環境問題をめぐる政策課題を研究。原子力市民委員会座長、日本環境会議代表理事。主著に『炭素排出ゼロ時代の地域分散型エネルギー』（日本評論社、2021年）、『原発のコスト』（岩波書店、2011年、大佛次郎論壇賞受賞）、『原発はやっぱり割に合わない—国民から見た本当のコスト』（東洋経済新報社、2012年）など

厳しさ増す情勢のもとで

伊方原発をとめる会 第 12 回定期総会に臨む

事務局長 須藤 昭男

忘れられない 2011 年 3 月 11 日。その年の 11 月良く晴れた日、愛媛県生活文化センターで「伊方原発をとめる会発足総会」が開催されました。あの時の熱気と緊張を忘れることができません。

爾来懸命な取り組みがなされてきたのですが、原発を取り巻く社会情勢は厳しさが増す、第 12 回定期総会記念講演の講師に原子力市民委員会座長 龍谷大学政策学部教授の大島堅一さんをお迎えできましたことは大きな喜びです。

警鐘が乱打されるように全国各地で地震は頻発し、四電と伊方原発では様々な課題が発生しました。大惨事を引き起こした東京電力福島第一原発事故処理は肝心のデブリはどうにもならない、青少年をむしばむ甲状腺ガンの問題は深刻でありにも悲しい現実です。加えて「汚染水を処理水」といって、不安と反対の声が根強い中、漁業者の皆さんを無視するかのようには海洋放出をしようとしています。

四国電力と伊方原発、そして中村時広愛媛県知事には、ことあるごとに問題を

指摘しお願い、抗議をしてきました。しかし、暖簾に腕押し、馬耳東風と言っては失礼でしょうか。悲しい反応しかありませんでした。その上に昨年 12 月、県民の大きい不安感を置き去りにしたまま、2 年ぶりに 3 号機の再稼働を強行しました。それでも、「ネバーギブアップ」先人の叫びを聞きつつ目を離さないで叫び続けましょう。

伊方原発運転差止裁判闘争は第 28 回口頭弁論までできました。毎回弁護団会議の末席を汚しています。弁護団長薦田伸夫先生はじめ弁護士諸先生方の献身的な取り組みの熱意に圧倒される思いです。勝訴の日を信じていますのでこの裁判闘争を全面的に支援してゆかなければと思います。

ロシアのウクライナへの軍事侵攻や CO2 排出問題など複雑な要因のなかにも福島の事故は「原発と共存で人間の繁栄と幸せは絶対はない」ことを大きな犠牲のもとに実証してくれたのです。「福島を忘れない、繰り返さない、脱原発・再エネ」を願い叫びつづけましょう。必ず成就する希望をもって歩みましょう。

一 活動日誌

<2021年>

5月

- 30 第11回定期総会、記念講演は守田敏也さん「原発からの命の守り方」80人

6月

- 2 第31回定例アクション16人
3 第263回事務局会8人
6 提訴10年記念集会の講師・河合弁護士への依頼を薦田団長に要請、翌日講師了解の回答あり
8 ニュース第36号編集委員会5人
15 第264回事務局会7人、避難計画検証の小集会案内状188通の封入作業6人
16 第2回編集委員会5人
17 第110回拡大幹事会10人
21 第3回編集委員会5人
22 第265回臨時事務局会7人
25 四電申入れ4人、県議会請願6人、県知事申入れ6人、なお、請願の紹介議員は、浅湫和子、石井智恵、石川稔、菅森実、武井多佳子、田中克彦の6県議。
27 第4回編集委員会5人
28 編集実務作業部会3人

7月

- 1 第266回事務局会7名、第26回口頭弁論の案内チラシ1800枚印刷、住所ラベルの印字
2 ニュース36号を1718通発送11人、大分の200部は後日の送付
7 定例アクション用チラシの作成・印刷、定例アクション12人
8 第267回事務局会6人、大洲集会への参加呼びかけ電話
10 原発事故時の避難計画の実効性検

証の小集会（中川先生など41名）
大洲市

- 12 四電に宿直員外出問題の申し入れ5人、県知事申し入れ4人、第268回事務局会7人、規制委に抗議文郵送
13 進行協議3人+弁護団
15 第26回口頭弁論
17 避難計画の質問票作成チーム3人
19 避難計画の質問票作成チーム3人
20 第269回事務局会は参加者少数で流会
22 第111回拡大幹事会14人
26 第269回事務局会7人
28 翌29日予定の四電及び県への申し入れの中止を決定
30 原子力規制委への申入書の郵送
31 避難計画の実効性検証のための市町別会合の開始—八幡浜（高田弁護士の同行で2人）、伊予市（2人）

8月

- 2 宇和島市（2人）、大洲市（8人に水戸地裁判決同封で郵送）
4 第33回定例アクション15人
5 県環境安全管理委員会原子力安全専門部会の開催（3人傍聴）
6 大洲市（2人）
9 第270回事務局会8人、「伊方原発の避難計画を案ずる会」の解散に際し55,859円の寄贈を受ける
12 四電申入れ4人、県知事申入れ4人
13 伊方町の原告訪問4人
15~16 伊予・八幡浜・宇和島・伊方の住民聴き取り調査結果のレポート受信（事務局員各位から）、弁護団への転送、薦田団長の依頼により吉田千亜さんから避難の困難性に関わるルポの提供メール
17 第271回事務局会6人
19 第112回拡大幹事会10人

- 21 内子町の避難計画問題レポートを
中川弁護士に送信
 - 22 デモ用パネルの図案、裁判所前の横
断幕の補整版入手
 - 30 第 272 回事務局会 8 人
- 9月
- 1 第 34 回定例アクション 9 人
 - 2 県環境安全委員会の傍聴 3 人
 - 5 友好団体原爆被害者の会の朗読劇
「あの夏を歩く」のリモート公演
 - 9 弁護士会議 (6 弁護士と 4 人)
第 113 回 拡大幹事会の Zoom 併
用会議 9 人
 - 13 県知事申入れ 7 人
 - 14 第 273 回事務局会 6 人
 - 17 四電申入れ 6 人、なくす会 5 人
坊っちゃん広場の集会 (約 100 人)
デモは台風接近のため中止
 - 21 県議に請願のあいさつ回り
 - 22 第 274 回事務局会 6 人
 - 24 県議会に請願 6 人
 - 28 ニュース 36 号第 1 回編集委員会 5
人
 - 29 福島避難者愛媛訴訟の高松高裁で
の勝利判決
 - 30 県議会・委員会で請願不採択に
- 10月
- 5 第 275 回事務局会 6 人
 - 6 第 35 回定例アクション 13 人
 - 9 第 2 回編集委員会 5 人
 - 11 伊方原発再稼働を許さない 10・11
行動 (原子力本部前) 40 人
 - 12 原子力安全専門部会前の行動 7 人、
原子力安全専門部会の傍聴 4 人
 - 17 第 3 回編集委員会 4 人
 - 18 第 276 回事務局会 6 人
 - 21 第 114 回拡大幹事会 10 人
 - 22 ニュース 37 号の発送作業 12 人
 - 24 第 35 回伊方集会 (2 人)

- 被爆者坪井直さんご逝去
- 25 環境安全管理委員会前の宣伝行動
11 人、同委員会の傍聴 (3 人)
- 28 進行協議と弁護士会議 (5 弁護士 +
3 人)

11月

- 2 第 27 回口頭弁論
- 3 定例アクション 18 人
- 4 広島地裁の不当な仮処分決定
- 11 第 277 回事務局会 7 人
- 16 県議会災害等特別委員会 (3 人、武
井・菅両県議)
- 20 第 115 回拡大幹事会 9 人
- 22 公開質問状の提出と記者会見 5 人
- 25 第 278 回事務局会 6 人

12月

- 1 第 37 回定例アクション 12 人、四
電へ抗議文 6 人、原子力本部前の抗
議行動 30 人
- 2 県議会に請願 (2 人)、夕刻 19 時過
ぎに 3 号機再稼働
- 4 河合弁護士を困む会 12 人
- 5 提訴 10 年記念集会、薦田弁護士・
河合弁護士記念講演 (会場 100 名、
ZOOM11 件、報道 4 社)
- 9 第 279 回事務局会 7 人、知事回答
への対応協議の 3 次長会議
- 16 第 116 回拡大幹事会 9 人、「大分裁
判の会」が署名 3 万 9 千筆を提出
- 21 第 280 回事務局会 6 人

<2022 年>

1 月

- 4 原爆被害者の会の署名行動への協
力 35 人
- 5 定例アクション 15 人
- 6 第 281 回事務局会 7 人
- 12 ニュース編集委員会 5 人
- 17 第 282 回事務局会 7 人

- 20 第 117 回拡大幹事会 10 人
- 22 核兵器禁止条約の発効丸一年
- 25 各地域への 3・11 の呼びかけ状の
発送 59 通 (2 人)、編集委員会と地
域電話担当者決め打合せ (6 人)
- 27 元首相 5 氏が EU に意見書を送付
- 29 編集委員会 4 人

2月

- 2 第 39 回定例アクション 9 人
- 3 ニュース No38 の発送作業 8 人
1686 通の郵送+手配り約 20 通←
大分の 200 部は後日に送付
- 8 第 283 回事務局会 7 人
- 17 第 118 回拡大幹事会 10 人
- 18 第 28 回口頭弁論の実務準備 3 人、
第 284 回事務局会 7 人
- 22 進行協議 (5 弁護士+3 人)
- 24 第 28 回口頭弁論
ロシアのウクライナ侵略戦争開始と
チェルノブイリ原発の制圧
- 28 第 284 回事務局会 7 人

3月

- 2 定例アクション 8 人
- 8 第 285 回事務局会 7 人
- 11 坊ちゃん広場の集会 (120 名) とデ
モ行進
- 12 吉田千亜さんを囲む会 9 人
- 13 吉田千亜さん講演会 (参加者 80 人、
委託書籍は完売)
- 14 四電及び県原子力安全推進監理へ
3・11 集会決議を持参 (県庁では読
み上げに拍手も)
- 22 第 286 回事務局会 7 人
- 28 原さよのチラシ撒きに協力 (5 人)

4月

- 5 第 287 回事務局会 7 人
- 6 第 41 回定例アクション 16 人
- 11 ニュース第 1 回編集委員会 4 人

- 26 第 288 回事務局会 5 人
- 27 ニュース第 2 回編集委員会 4 人
- 28 第 119 回拡大幹事会 7 人

5月

- 1 憲法集会のチラシの折り込み
- 3 憲法集会で「とめる会」展示コーナ
ーに掲示)
- 4 定例アクション 12 人
- 5 第 3 回ニュース編集委員会 4 人
- 9 第 4 回ニュース編集委員会 4 人
- 11 第 289 回事務局会 (8 人)
- 12 会計作業 (3 人)、ニュース 39 号の
出稿
- 16 会費納入状況整理と請求書作成、住
所ラベルの印字とラベル貼付、郵便
振替用紙への記号番号等の印字
- 17 ニュースの発送作業 (10 人)
第 290 回事務局会 (7 人)
- 17 第 120 回拡大幹事会 (11 人)
- 24 第 291 回事務局会 (9 人)、会計監
査 (5 人)
- 25 伊藤千尋ツアーの同行案内
- 27 総会の実務的準備
- 28 大島堅一さんの伊方現地見学
- 29 第 12 回定期総会

二 活動の記録 (2021年5月30日～2022年5月29日)

(1) 第11回定期総会

- ・2021年5月30日、80名の参加で開催。新年度役員として須藤昭男事務局長と3人の事務局次長(松浦秀人・和田幸・越智勇二)が選任された。記念講演は下記に掲載。

(2) 伊方原発運転差止訴訟(松山地裁)

- ・第26回口頭弁論が2021年7月15日に開催され、コロナ感染防止対策による席数の制限のため原告席15名(従来35席)、傍聴席18名(同36席)が入廷。弁論は、火山噴火問題が中心、原告意見陳述は葛目(くずめ)稔さん(高知市)。記者会見・報告集会に30名弱の参加。
- * 中川創太弁護士の提案を受けて、7月10日に「避難計画検証のための南予集会」を大洲市にて40名超で実施。中川弁護士による問題提起のあと各地区住民が話し合う。7～8月にかけて事務局が手分けして聞き取りを行った。その結果が第27回裁判の準備書面として生かされた。
- ・第27回口頭弁論は11月2日に開催され、原告席16名、傍聴席18席。避難計画の不備と人権侵害について訴える。原告意見陳述・河野修三さん(西予市)。記者会見・報告集会は30名弱の参加。
- ・第28回口頭弁論は2月24日に開催され、入廷者数は前回と同じ。原告意見陳述は平谷敬子さん、宇都宮理さん。記者会見、報告集会は30名弱の参加。

(3) 講演会

- ・5・30総会の記念講演会は「原発からの命の守り方」。講師は、守田敏也さん。
- ・提訴10周年記念講演会を12月5日、Zoomを含めて110余名の参加で開催。薦田伸夫弁護士による「伊方訴訟の10年」と、河合弘之弁護士による「全国の原発訴訟と今後の展望—未来は明るい—」の2つの講演を実施。
- ・3・13記念講演会「原発事故から12年目 過去といま、未来を考える」を2022年3月13日に、80余名(含Zoom)の参加で開催。講師は、吉田千亜さん。

(4) 再稼働阻止などの集会

- ・「9・17集会とデモ」を松山市駅前坊っちゃん広場にて100名近くの参加で開催。台風14号接近のため、デモは中止。
- ・「10・11行動」を松山市内の四電原子力本部前に30人超で開催。「伊方原発再稼働反対!」と抗議。
- ・「10・25抗議行動」を県・伊方原発環境安全管理委員会の開催会場前にて11名の参

加で開催。土砂降りのなか訴える。

- ・「再稼働前日抗議行動」を12月1日に原子力本部前の歩道で、荒れ狂う寒風のなか30名の参加で開催。
- ・「伊方原発の廃炉を求める3・11集会」を2022年3月11日に松山市駅前の坊っちゃん広場で120名の参加で開催し「伊方原発の廃炉を求める3・11愛媛集会宣言」を採択。県庁までデモ行進。

大洲では、たいき産直市愛たい菜前で「大洲環境とエネルギー研究会」などの市民団体の共催で集会を実施し、大洲市、四国電力への申入れを行う。

今治でも、市役所前・広小路にて「福島をくり返さない、伊方原発いらぬ 原発NO！ 3.11今治統一宣伝行動」を19名で実施。

(5) 四国電力、県知事への申入れ、県議会への請願など

- ・6月21日、「特重施設で安全担保できない伊方原発を再稼働させずに廃炉を求める申入れ」を四国電力、愛媛県知事あてに行い、県議会には同趣旨の請願を提出。
- ・7月12日、「保安規定逸脱の長期公表遅れは許されず、伊方原発廃炉を求める申入れ」を四国電力、愛媛県に行い、国の原子力規制委員会に申入れ書を郵送。
- ・7月30日、再度、規制委員会に対して伊方原発の廃炉を求める申入れ書を郵送。
- ・8月12日、四国電力原子力本部と県原子力安全対策課に、保安規定違反の「隠蔽」に抗議して再度の申入れ。
- ・9月13日、中村時広県知事宛に「『隠ぺい』体質と避難困難を直視し、伊方原発の廃炉を求める申入れ」を行う。
- ・9月17日、四国電力原子力本部を訪れ社長あてに「伊方3号機の再稼働断念と廃炉を求める申入れ」を手渡し、「伊方から原発をなくす会」も、とめる会に引き続いて申入れを行なった。
- ・11月22日、県知事宛に、12月県議会の開会目前の再稼働了解が議会軽視である旨の公開質問状提出し、記者会見を実施。11月30日までの回答を求めた。この日の午前中に四国電力は12月2日の再稼働を発表。
- ・12月1日、再稼働に対する抗議文を四電・原子力本部に提出。
- ・12月8日、公開質問状への回答を受理（議会より知事判断の優越、四電擁護に満ちた回答）。
- ・12月定例議会に提出の請願「知事『そしゃく』の再稼働撤回、隠ぺい体質解明と再生可能エネ増強を求める請願」について、議会事務局から「不採択」の通知到達。
- ・2022年3月14日、「伊方原発の廃炉を求める3・11愛媛集会宣言」を四国電力と田中裕文・県原子力安全推進監にそれぞれ提出。

(6) 伊方原発いらない！定例アクション

- ・毎月、第1水曜日に松山市駅改札口付近で、横断幕や幟をもつてのスタンディングとリレースピーチ。げんさよ楽団の歌と演奏、チラシ配布などで原発廃炉を訴えた。参加者数は最大時18名、最小時8名、平均して12～3名。

(7) 「伊方原発をとめる会ニュース」を4回発行

- ・2021年7月2日に「第36号」、10月20日に「第37号」、2022年2月3日に「第38号」、5月16日に「第39号」を発行。

(8) その他の活動など

- ・この間、幹事会11回、事務局会27回開催。その他にニュース編集委員会、弁護団会議への参加などを行った。
- ・他団体の行動に参加1件。2021年10月24日、原発さよなら四国ネットワーク主催の「伊方集会」に事務局から2人が参加（いずれも当会は協賛団体）。
- ・福島原発事故避難者裁判愛媛訴訟への連帯と支援。

(9) この1年間の活動を通しての反省、今後の課題など

- ・県民世論を十分に喚起できず、12月の再稼働を許してしまった。
- ・コロナ禍もあり、再エネに向けての活動、諸々の学習会、映画会、フィールドワークが十分に企画提案できなかった。
- ・とめる会の会員、事務局に若い人を勧誘しきれていない。
- ・共同代表の方々との連携をもっと取れないものか。
- ・事務局内業務のマニュアル化、加重負担の軽減や平準化ができていないか。

2021年度 伊方原発をとめる会 会計決算書

2021年4月1日～2022年3月31日

【収入】

単位円

項目	予算額	決算額	予・決算差額	前年度決算	前年度差額	備考
繰越金	142,073	142,073	0	1,174,288	△ 1,032,215	
個人会費	900,000	1,242,000	342,000	424,000	818,000	会員各位のご協力により、予算を上回りました
団体会費	300,000	258,000	△ 42,000	115,000	143,000	
カンパ	600,000	488,377	△ 111,623	636,587	△ 148,210	
事業収入	50,000	55,200	5,200	15,000	40,200	書籍売り上げ
雑収入	100	2	△ 98	2,775	△ 2,773	受取利息
預り金	0	200,000	200,000	100,000	100,000	事実上の借入金
仮払金	0	14,520	14,520	0	14,520	送金ミス(処理済み)支出欄参照
合計	1,992,173	2,400,172	407,999	2,467,650	△ 67,478	

【支出】

項目	予算額	決算額	予・決算差額	前年度決算	前年度差額	備考
講師費用	300,000	320,460	20,460	230,000	90,460	講演会を3回実施
賃料	252,000	252,000	0	415,000	△ 163,000	平岡ビル家賃1ヶ月21000円(2021.10～2022.9)
人件費	0	0	0	0	0	
集会会場費	100,000	175,015	75,015	131,334	43,681	講演会、裁判報告会の会場費、横幕など
会議費	30,000	24,620	△ 5,380	30,570	△ 5,950	幹事会の会場使用料
宣伝費	250,000	288,520	38,520	370,264	△ 81,744	ニュース、チラシ、パネル印刷代、
通信費	700,000	659,997	△ 40,003	650,523	9,474	ニュース発送費 3回分、切手代、葉書代、宅急便、電話代など
事務所経費	30,000	21,178	△ 8,822	274,231	△ 253,053	水道光熱費、パソコン保守代
事務所活動費	60,000	148,428	88,428	103,494	44,934	コピー代、印刷費、交通費など
消耗品費	100,000	71,274	△ 28,726	92,277	△ 21,003	事務用品、封筒代、宛名シールなど
弁護団支援費	0	0	0	0	0	
雑費	10,000	6,351	△ 3,649	27,884	△ 21,533	振込手数料、賛同金など
預り金	100,000	100,000	0	0	100,000	
事業費	0	54,766	54,766	0	54,766	書籍代金
仮払金	0	14,520	14,520	0	14,520	送金ミス(処理済み)収入欄参照
合計	1,932,000	2,137,129	205,129	2,325,577	△ 188,448	

収入総額	2,400,172
支出総額	2,137,129
繰越金	263,043

注：繰越金は263,043円ですが、郵送料の未払いと預り金(借入金)があり、実質は赤字です。

繰越金の内訳	伊予銀行	18,409
	愛媛銀行	236
	ゆうちょ	202,151
	郵便振替口座	10,000
	現金	32,247
	合計	263,043

会計監査報告書

2021年4月1日から2022年3月31日に至る2021年度会計処理について監査を行いました。その方法および結果について以下のとおり報告します。

1. 監査の方法およびその内容

松山市中央2丁目23-1平岡ビル201「伊方原発をとめる会」事務所において、事務局次長、事務局会計担当に説明を求めながら、会計帳簿と入出金の帳票類について詳細に調査し、監査を行いました。


2. 監査の結果

- (1) 会計処理は適切に行われています。
- (2) 決算関係書類およびその付属明細書は、収支の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (3) 新型コロナウイルスによる活動自粛の中、借入金をせざるをえないような財政状況となっています。会費納入率を高めるなど早急な対策を講じてください。

以上

2022年5月24日

伊方原発をとめる会

監事 藤崎 英代 

監事 高下 博行 

2022 年度 活動方針

一 原発をめぐる情勢

(1) 国民世論に反する政府・原子カムラ

① 原発が初めて標的にされたウクライナ戦争

2月24日に勃発したロシアによるウクライナ侵略戦争で、チェルノブイリ（新呼称ならチヨルノービリ）などの原発が一時期ロシア軍の制圧下に入りその後ロシア軍は撤退し、現時点では危機的状況はひとまず乗り切ったようです。情報錯綜のため詳細は不明ながら原発への直接の砲撃はなかったようですが、戦闘地域に原発が存在すること自体が危険極まりないことです。

原子炉への砲撃は論外ですが、周辺での偶発的な戦闘行為で送電線の途絶が発生すれば、福島原発の事故の再来となります。というのも、福島原発事故も直接原因は非常用電源の喪失ですが、そもそもは送電用鉄塔の倒壊に起因するものでした。そして地震・津波の災害下とはいえ平穏な社会生活の中にあつた福島の事故でさえ、関係各方面の全力をあげた対策にもかかわらず、膨大な量の放射性物質の拡散が生じました。

ウクライナでは戦争中であり、仮に事故が起これば対策要員が現地に近づくことさえ困難で、万全の対策は期待できないでしょう。そのため福島を超える高濃度の放射能汚染が、より広い範囲で生み出される危険性があります。原発は自国国民向けの核兵器と言うこともできるような被害をもたらします。ひとまず深刻な状態を脱したとは言え、ウクライナ国内の原発の多くは今も稼働していて、恐怖の事態は続いているのです。

② 「脱炭素」を口実に暗躍する原発推進派

原発がクリーンとか脱炭素とかと正反対に位置するにもかかわらず、5月14日「脱炭素社会の実現」という名目を掲げて、経産省は原子力の「最大限活用」を表明しました。福島原発の事故以降、政府と原発マフィアは多少は世間体を憚っていました。このため昨年10月の閣議決定したエネルギー基本計画では、「原発は可能な限り依存度を低減」と記述していました。ところが、ウクライナ侵略戦争が引き起こした「エネルギー資源の高騰と供給不足」を絶好の好機として、原発推進の本音を露骨に打ち出したものです。

とは言え、実際に稼働中の原発は、大飯3号（関電）、高浜4号（同前）、伊方3号（四電）、川内1号（九電）の4基に過ぎません（執筆日現在）。いずれも西日本に所在する軽水炉型で東日本では1基も稼働していません。国民世論が簡単に許さないからです。この点に確信を深めつつ、ともに頑張りましょう。

③ 海外でも原発推進派の回帰現象

2022年の早々、「EU タクソノミー」なる耳慣れぬ用語がマスコミを賑わせました。企業活動が地球環境にとって持続可能かどうかを判定し、グリーンな投資を促すEU独自の仕組みのことで、EU委員会が原発をそこに分類するという提案がされたのです。ドイツ

などが強く反対し、投資家からの批判もあり現時点では未決着ですが、正式に採択されれば各国の国内法より優先するとのこと。

また、「安全」「低コスト」をセールストークする小型モジュール原子炉への動きを、活発化させようとしています。海外でも「脱炭素」や「グリーン」を旗印に原発推進派の巻き返しが起こり、再エネ派の順調な伸長とは言えないジグザグが生じているようです。

④ 「記憶の風化」の下で苦難の続く被災者

福島原発の事故から10年を超えて「記憶の風化」現象が、国内外で進んでいるように見えます。生活や仕事に追われる日々にあっては、それもやむを得ない現象なのかも知れませんが、被災者にとっては、現に続いている苦難です。避難した方には避難による苦しみがあり、避難していない方には別の苦悩があるのです。

これらの苦難に対して、国や東電が損害賠償をし慰謝料を支払うことは最低限の責務ですが、それにとどまらず被災者の今後の健康管理と援護策について、きちんとした対策を国に求めつつ、再びそうした被害者を生み出さないために全ての原発の停止と廃炉を求めましょう。

⑤ 放射能汚染水の海洋投棄を許すな

国と東電は、放射能汚染水を「処理水」と言い換え、地元漁業団体との合意を踏みにじて、海洋投棄を計画し、原子力規制委員会は7月にも認可の見通しと報道されています。韓国、中国、台湾など周辺の政府や地域からも反対の声が寄せられています。国の内外の反対の声を糾合し、汚染水の海洋投棄を阻止しましょう。

(2) 伊方原発をめぐる昨今の情勢

① 昨年12月、2年ぶりの再稼働強行

伊方原発3号機は、県民の反対と強い不安感を押し切って、昨年12月に2年ぶりに再稼働を強行しました。当初四電は、特定重大事故等対処施設（いわゆるテロ対策施設）の完工により10月12日の再稼働を表明していました。しかし、原発事故時に対応に当たるべき保安要員が、確認されただけでも5回も無断外出を繰り返す保安規定違反を、内部告発による7月の露見まで隠蔽し続けたことへの県民の怒りが、再稼働を許さずれ込んだものです。

問題は、そうした不祥事にもかかわらず、県知事とその影響下にある環境安全委員会には、県民の安全と健康のために行政として管理や規制を強めるという発想が極めて希薄で、唯々諾々として再稼働に同意を与えたことです。

しかも、そうして再稼働した直後に海生生物（フジツボ）による細管トラブルの発生という、実にお粗末な企業体質です。危険な原発稼働に従事している企業としての緊張感・責任感の薄さに強く抗議し、重ねて運転停止と廃炉を求めます。

② 原発から撤退し再エネへの転換を

原発の保有と稼働は、一私企業としての立場からするなら四国電力にとって過大な経営上のリスクを負っていることを意味します。万一過酷事故が発生すれば、企業としての存続があり得ないことは明々白々です。

私たちは四国電力を敵視する立場ではありません。四国電力の経営者と従業員に対して、折に触れ繰り返し一日も早い原発からの撤退と再生可能エネルギーへのシフトを求め続けます。

なお、今年4月四国電力としては初めて再生可能エネルギーの出力制御を実施しました。好天に恵まれ太陽光発電を含む供給量（発電量）が伸びる一方、オフィスや工場等の需要が小さいため、その需給ギャップ対策として行ったものです。出力制御という聞き慣れない用語に隠れて、再エネ発電業者からの買い取りを拒否し太陽光発電などを空費したのです。私たち県民の願いとは逆方向の対策で、本末転倒の姿勢です。蓄電技術の活用などにより今後は再エネへの出力制御を行わないこと、そして何より危険な原発を一日も早く停止することを求めます。

(3) 原発訴訟をめぐる情勢について

① 伊方原発の広島仮処分で悪質な決定

昨年11月4日、広島地裁（吉岡茂之裁判長）は、伊方原発の運転差止を求める仮処分申立事件で、住民の訴えを斥ける決定を出しましたが、「戦後最悪の司法判断の一つ」と評される悪質なものでした。

一昨年3月の東海第2原発（茨城県東海村）についての水戸地裁（前田英子裁判長）の判決や同年12月の大飯原発3、4号機の設置許可をめぐる大阪地裁（森鍵一裁判長）の判決などは、住民の生命と人権を重視するものでしたが、広島地裁のこの決定は、それらとは対照的に国策最優先の反国民的と呼ぶべき不当なものでした。こうした司法の判断を乗り越えていく闘いが求められています。

② 松山地裁の闘いは10年超えに

松山地裁での伊方原発運転差止訴訟は2011年12月8日に提訴し、これまで28回の口頭弁論を行って来ました。途中で仮処分の申立による審理の中断・保留があったとはいえ、10年を超える長期の訴訟になっています。

提訴当時は3基あった原子炉のうち1号機、2号機は廃炉の決定がなされ、いま残るのは3号機のみです。本年4月の移動で新しい裁判体が発足しました。弁護団は、この裁判体で判決を得る方針であり、それを勝利判決とするために弁護団とともに奮闘しましょう。

二 具体的な方針

(1) 伊方原発運転差止訴訟の勝利をめざし、第6次追加提訴に取り組みます

① 伊方原発運転差止訴訟の第6次原告の追加募集に取り組みます。

- ② 目標は50名、6～7月を準備期間として8月下旬または9月に提訴します。
 - ③ 追加提訴による訴求力で新裁判体での勝利判決をめざします
 - ④ 全国の反原発・脱原発の運動と連帯し、福島原発事故の被害者や原爆被爆者と共に闘います。
- (2) 愛媛県内の全市町での脱原発世論の高揚に努めます
- ① 将来的には県内全市町での宣伝行動をめざします。
 - ② 当面は可能な範囲で各地域での宣伝行動を実施します。
 - ③ そのための資材と人材配置の努力をします。
 - ④ 県民の目に見える脱原発運動をめざし、そのためにメディアの注目を得るよう努めます。
- (3) 四国電力に原発からの撤退と再生可能エネルギーへの転換を求めて活動します。
- ① 伊方原発3号機の運転をやめさせ、廃炉に向かわせましょう。
 - ② 危険が明白な乾式貯蔵施設の建設に反対するとともに、湿式貯蔵プールの補強を求めます。
 - ③ 1号機と2号機の廃炉作業について、作業員と住民の安全最優先を求めます。
 - ④ 再生可能エネルギーへの転換を求めます。
- (4) 首長や議会・議員に働きかけます。
- ① 原発の危険について、愛媛県内の全自治体の首長や議会への働きかけに努めます。
 - ② 全自治体の議会への請願・陳情を重視し、各市町の会員の協力を求めます。
 - ③ 国会や原子力規制委員会への要請なども視野に入れて活動します。
- (5) 原発の危険を可視化して住民の中に届ける活動を強化します。
- ① 原発の危険を可視化し、身近に実感できる宣伝を展開します。そのために分かりやすいチラシやパンフレットの作成に努めます。
 - ② ニュースやHPを、魅力的で読みたくなるものに改善を重ねます。
 - ③ 原発についての学習会や講演会、映画会、フィールドワークなどを実施します。
- (6) 会員を増やし財政の安定化を図り、次世代への継承を重視します
- ① 個人・団体の会員拡大を目指します。
 - ② 会員に財政の実情を訴え、会費を納入していただけるよう努めます。
 - ③ 会員・事務局員に若い世代の参入を重視します。
- (7) 再生可能エネルギーの普及促進のために
- ① 太陽光、バイオマス、風水力などの再生エネルギーの普及及び蓄電設備の促進のための情報・研究について調査を進めます。
 - ② 電力自由化のもと、再生可能エネルギー普及に貢献する電力会社などについて、情報共有を目指します。
- (8) 非暴力で民主的な運営原則
- ① 当会の活動は、会員各位の自発的意思によるものであり、その運営は合意方式（コンセンサス方式）で行います。
 - ② 当会のあらゆる行動は非暴力に徹します。

2022年度 伊方原発をとめる会 会計予算書 (案)

2022年4月1日～2023年3月31日

【収入】

単位 円

項目	予算額	前年度決算額	予算・決算差額	備考
繰越金	263,043	142,073	120,970	
個人会費	1,300,000	1,242,000	58,000	前年度よりの増加をめざして努力します
団体会費	300,000	258,000	42,000	同上
カンパ	500,000	488,377	11,623	
事業収入	50,000	55,200	△ 5,200	書籍売上など
雑収入	100	2	98	
預り金	0	200,000	△ 200,000	
仮払金	0	14,520	△ 14,520	
合計	2,413,143	2,400,172	12,971	

【支出】

項目	予算額	前年度決算額	予算・決算差額	備考
講師費用	300,000	320,460	△ 20,460	年間3回の講演会を予定
賃料	252,000	252,000	0	事務所家賃
人件費	0	0	0	活動の全てをボランティアで賄っています
集会会場費	150,000	175,015	△ 25,015	
会議費	25,000	24,620	380	
宣伝費	300,000	288,520	11,480	年間4回のニュース、チラシ印刷費など
通信費	850,000	659,997	190,003	ニュース送料は1回15万余円(年4回)、電話料金
事務所経費	30,000	21,178	8,822	光熱費、備品
事務所活動費	150,000	148,428	1,572	印刷費、交通費
消耗品費	80,000	71,274	8,726	封筒代、事務用品
弁護団支援費	0	0	0	
雑費	10,000	6,351	3,649	
預り金	200,000	100,000	100,000	預り金の返済
事業費	30,000	54,766	△ 24,766	
仮払金	0	14,520		
次期繰越金	36,143	263,043	△ 226,900	
合計	2,413,143	2,400,172	27,491	

1. 共同代表（12名）

安西賢誠（真宗大谷派僧侶）、越智勇二（愛媛県平和運動センター）、河野文朗（愛媛医療生協前理事長）、白戸暉男（元コープ自然派えひめ理事長）、須藤昭男（インマヌエル松山キリスト教会牧師・福島県出身）、立川百恵（コープえひめ元理事長）、垂水正和（真言宗智山派観音寺住職）、中尾寛（愛媛労連執行委員）、松浦秀人（愛媛県原爆被害者の会事務局長）、真鍋知巳（医師）、和田宰（伊方等の原発をなくす愛媛県民連絡会議代表幹事）、渡部寛志（福島県南相馬市から避難した農業従事者）

2. 顧問（1名）

草薙順一（弁護士）

3. 幹事（43名）

青野悦子、浅野修一、安西賢誠、安藤哲次、石川稔、石本憲一、泉京子、宇都宮理、遠藤綾、大川耕三、大西俊夫、奥田恭子、越智勇二、梶原時義、加藤廣志、菅森実、来島頼子、小崎愛子、小林保一、坂田進、坂本篤、塩川まゆみ、杉村千栄、須藤昭男、曾根康夫、武井多佳子、立川百恵、立田卓也、田中克彦、田淵紀子、土居厚子、中尾寛、中村嘉孝、松浦秀人、松尾京子、向井公子、八木和雄、若宮強、和田宰、和田弘子、渡邊典子、渡部勇次、渡部玲子

4. 事務局の構成員の確認（11名）

事務局長 須藤昭男

事務局次長 松浦秀人、越智勇二、和田宰

事務局員 安藤哲次、泉京子、奥田恭子、土居厚子、中尾寛、向井公子、和田弘子

5. 監査（2名）

高下博行 篠崎英代

以上

伊方原発をとめる会 規約

- 1条（名称） 本会は、「伊方原発をとめる会」と称し、事務所を松山市内に置く。
- 2条（目的） 本会は、伊方原発をとめること、自然エネルギーへの転換をはかることを目的とする。
- 3条（活動） 本会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
- （1）講演会、集会、学習会などの開催
 - （2）ニュース、パンフレットなどの作成、配布などの宣伝活動
 - （3）伊方原発訴訟への支援
 - （4）署名活動、首長・議会等への請願など
 - （5）ホームページの開設、運営
 - （6）その他
- 4条（会員及び総会）
- （1）本会は、本会の目的に賛同する個人や団体の会員によって構成する。
 - （2）総会は、会員（個人会員及び団体を代表する者1名）によって構成する。
 - （3）総会は、年一回以上開催し、共同代表、幹事及び監査を選出し、経過報告・決算、活動方針・予算その他重要事項を決定する。
- 5条（役員並びに幹事会など）
- （1）本会に共同代表を置く。
 - （2）本会には50名程度の幹事を置く。
 - （3）幹事会は会の活動を決定し執行する。
 - （4）本会に会計を置く。
 - （5）本会には2名の監査を置く。監査は会計を監査し、総会で報告する。
 - （6）総会または幹事会の決定に基づき、事務局を置く。事務局員の中から事務局長及び事務局次長を置く。事務局員は、幹事会の決定に基づき必要な事務を行う。
 - （7）本会は、総会の決定にもとづき顧問を置くことが出来る。
- 6条（財政）
- （1）個人会員は年間一口1,000円以上（学生は500円）、団体会員は年間一口3,000円以上、とする。
 - （2）広く寄付金を募る
 - （3）会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とする。

2011年11月3日発足・制定
2012年 9月9日改正
2020年11月1日改正

【事務所】 〒791-8015 松山市中央2丁目23-1 平岡ビル201

電話 089-948-9990 FAX 089-948-9991

ホームページ <http://www.ikata-tomeru.jp>

メール ikata-tomeru@nifty.com